

# 大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会運営規程

大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会決定

平成29年8月29日

## （目的）

第1条 大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営については、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、条例第11条の規定に基づき、この運営規程において必要な事項を定める。

## （組織）

第2条 委員会は、委員5人で組織する。

## （専門委員）

第3条 委員会に専門委員を若干人置くことができる。

2 専門委員は、委員長求めに応じて委員会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

## （会議開催の例外）

第4条 委員長は、軽微な議案であつて、やむを得ない事由により会議を招集する余裕がないと認めるときは、委員に対して事案の概要を記載した電子メールの送受信等を行うことにより、会議に代えることができる。

2 前項による会議の議事は、条例第6条第3項を準用する。

## （文書による意見の開陳）

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文により意見を開陳することができる。

## （意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聞くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができる。

## （会議の公開）

第7条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って理由を明らかにしたうえで非公開とすることができる。

## （傍聴人に対する指示）

第8条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

## （議事録等）

第9条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、非公開とした場合を除き公表する。

## （視察、現地調査等の実施）

第10条 委員長は、評価等に資するものと認めるときは、視察、現地調査その他必要な活動の実施を決定することができる。

## 附則

この運営規程は、平成25年7月26日から施行する。

この運営規程は、平成29年8月29日から施行する。